

平成 20 年第 3 回多賀城市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 20 年 9 月 19 日（金曜日）

◎出席議員（21 名）

議長 阿部 五一

1 番 柳原 清 議員

2 番 佐藤 恵子 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 雨森 修一 議員

8 番 森 長一郎 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 石橋 源一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 坂内 敏夫

保健福祉部長 相澤 明

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 正雄

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 内海 啓二

総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

建設部次長(兼)都市計画課長 鐵 博明

副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 菅野 昌彦

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 鈴木 建治

教育部次長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 郷家 栄一

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 松岡 秀樹

主幹(兼)議事調査係長 佐藤 良彦

主幹 櫻井 道子

主事 鈴木 直子

---

午前 10 時 00 分 開議

○議長（阿部五一）

おはようございます。

連日御苦労さまでございます。本議会も日程後半に入りますが、きょうも元気で頑張ってまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 2 号のとおりであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部五一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において雨森修一議員及び板橋恵一議員を指名いたします。

---

日程第 2 議案第 55 号 平成 19 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定について（委員長報告）

日程第 3 議案第 56 号 平成 19 年度多賀城市水道事業会計決算の認定について（委員長報告）

○議長（阿部五一）

この際、日程第 2、議案第 55 号 平成 19 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定について、及び日程第 3、議案第 56 号 平成 19 年度多賀城市水道事業会計決算の認定についての、平成 19 年度多賀城市各会計決算の認定についてを一括議題といたします。

本件については、決算特別委員長の報告を求めます。8 番森長一郎議員。

（決算特別委員長 森 長一郎議員登壇）

○決算特別委員長（森 長一郎）

委員会審査報告を申し上げます。

議案第 55 号 平成 19 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定について

議案第 56 号 平成 19 年度多賀城市水道事業会計決算の認定について

本委員会に付託された上記議案は、9 月 11 日、16 日、17 日、18 日の 4 日間にわたり委員会を開き、各議案ごとに審査した結果、それぞれ原案のとおり認定すべきものと決定いたしましたので、多賀城市議会会議規則第 65 条の規定により報告いたします。

決算特別委員会委員長森長一郎。

○議長（阿部五一）

これをもって委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（阿部五一）

これより討論に入ります。

まず、本案 2 件に対する反対討論の発言を許します。10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

日本共産党多賀城市議団を代表いたしまして、議案第 55 号平成 19 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定について、及び議案第 56 号平成 19 年度多賀城市水道事業会計決算の認定についての両議案に対し、一括して討論をさせていただきます。

まず、平成 19 年度決算から見まして言えることは、本市の財政が落ち着き始めたということでございます。

財政健全化法によりまして、平成 19 年度決算から健全化判断比率が公表されることになりましたが、本市の数値は決して悪いものではありませんでした。

また、当初予算では約 7 億円の財政調整基金を取り崩す予定になっておりましたが、5 年連続で同基金を取り崩さずに済み、しかも 3 年ぶりに実質単年度収支も 1 億 6,000 万円の黒字となりました。

決算質疑でも紹介しましたが、本市は、平成 9 年度から 14 年度にかけ、89 億 8,700 万円の基金の取り崩しを行い、他方で 35 億 5,500 万円の積み立てを行いましたので、差し引きこの 6 年間に 54 億 3,200 万円の基金取り崩しを行ったわけでありまして、1 年当たり 9 億円の取り崩しということになります。

御存じのとおり、私どもは、前市長時代、「多賀城を破産させる気か」と厳しくその財政運営を批判し、過去 10 年間の財政状況を吟味をし、180 億円以下の予算規模にすべきだと提案をしまいいりました。それだけに、平成 19 年度決算には、財政的側面から言えば、安堵をしております。

こうした決算数値を導き出す上で大変大きかったのは、平成 18 年度において企業会計化を強行した下水道会計を、19 年度に特別会計に戻したことであります。これにより、一般会計から下水道会計への繰出額は、18 年度の 16 億 3,300 万円から 12 億 9,900 万円に、3 億 3,400 万円もの減となりました。

また、この資本費平準化債の活用によりまして、平成 16 年度の繰出額は 20 億 1,300 万円でありましたけれども、実に 7 億 1,400 万円もの繰り出しの減となっているわけでありまして。

その点で、平成 19 年度における下水道会計の特別会計化は、18 年度に要らないことをやってしまったという面は根本問題としてあるわけですが、まさに現市長の大英断であったと評価をするものであります。

また、多賀城小学校や保育所など、市諸施設の耐震化等にも積極的に取り組むという面もございました。

ならば、決算に賛成かというところ、そうもいきませんで、以下、率直に幾つかの問題を指摘をさせていただきますと思います。

第 1 に、平成 18 年 9 月 29 日に、「緊急再生戦略構築のための取り組み指針」を当局が策定して以来、「多賀城が夕張のようになってしまう」と大宣伝を行いまして、住民を不安に陥れ、住民負担を強めた問題であります。これは 19 年度決算によって、誇大宣伝どころか、超誇大宣伝であったことが明らかになったと思います。

取り組み指針の財政推計では、今までの予算では、今後毎年 10 億円の財源不足が続き、平成 22 年度には財政再建団体に陥るというものでございました。

平成 19 年度の予測で言いますと、歳入は 167 億 2,400 万円、歳出が 178 億 300 万円でありましたが、御存じのとおり、歳入決算では 177 億 1,000 万円で、見込みより 10 億円以上の増収となりました。策定した翌年から 10 億円も差が出るようでは説得力がなく、住民からも信用されるはずがありません。

しかも、重要なことは、この推計をてこにして、文化センターの使用料の 20%アップ、住民基本検診の有料化、無認可保育所への補助金カット等を行ったことであります。

結果として、10 億円の歳入見積もりを誤る一方、他方で、「財政が大変だから」と、無認可保育所への補助金カットを強行しましたが、その増収分を伺いましたところ、26 万円ということでございました。こうした姿勢は本末転倒と言わざるを得ません。

第 2 に、財政的には十分力がありながら、住民に対しては温かいとは言えない点が他にも見られることであります。

例えば、子供や老人がいる世帯に対しても、容赦なく国保の資格書を発行している問題であります。

私は、この問題について、親は子を守る義務があるのに、保険税を滞納し、子供が病院にかかれない状況にすることは、一種の子供に対する虐待であると。一般の虐待の場合、当然、市は、あらゆる機関と協力し、親から子供を守る。国保の場合、子供に対し、「あなたの親が悪いから、病院に行けなくて当然だ」と言えるのか、そういう対応をしてよいのかという問題提起をいたしました。

これに対し、「職員は頑張っている」というかみ合わない答弁がありましたが、ぜひこれは人権問題として考えていただきたいと思います。

決算質疑でも明らかになりましたように、政府が実態調査に乗り出しました。病院に行くのが手おくれになり、死亡するケースがふえ、大きな社会問題になってきているからであります。

また、各市の自治体でも、資格書は発行せず、短期保険証にして、粘り強く接触を持つ努力をする自治体がふえてきております。ぜひ本市としても対応の再検討を求めるものであります。

また、外来分の乳幼児医療費について、一貫して就学前の無料化を求めてまいりましたが、市長は、「お金がない」ということで、これまで拒否をし続けてまいりました。

しかし、平成 19 年度決算から見ますと、そういう事業も十分にできる財政であるということも明らかになったと思います。

加えて、妊婦健診への助成等についても、抜本的に強めるよう求めたいと思います。

水道料金の引き下げも同様であります。水道事業会計は、値上げを行った平成 12 年度から 20 年度まで、累積で 18 億円の黒字を出しており、とりわけ 17、18 年度の 2 カ年間は、それぞれ 3 億円前後の黒字となっております。

平成 19 年度の黒字額は約 1 億円でありましたが、それは市川配水池の改修とマッピングシステムを 3 条予算の中から費用として約 1 億円を支出したからでありまして、もしその臨時的支出がなかったら、やはり 2 億円以上の黒字となっていたことは当局も認めました。

これも早急に値下げを行い、市民の暮らしを少しでも応援するよう求めたいと思います。

なお、平成 19 年度における最大の住民負担増は、定率減税の廃止でございました。18 年度に半減された定率減税は、19 年度には全廃をされ、所得税、住民税を合わせた 2 年分の増税額は 3 兆 4,000 億円、国民 1 人当たり 2 万 6,000 円になると言われてございます。

本市では、定率減税廃止による増税額は、2 年間で 2 億 6,000 万円前後であることが明らかになりました。

この定率減税は、平成 9 年度の橋本政権による 9 兆円の負担増で、一気に景気が後退した後、平成 11 年に小渕政権が景気対策として、法人税減税と一緒に導入したものでございます。

しかし、基礎年金への国庫負担引き上げの財源とするなどとして、法人税減税は続行しながら、庶民にだけ負担を求めたのがこの定率減税の廃止でありました。

ところが、平成 19 年度に定率減税を廃止したばかりなのに、与党内から減税の声が上がってまいりました。今減税を唱えるなら、なぜそもそも平成 18、19 年度に増税を行ったのか、国政の問題ではありますけれども、住民負担の問題として一言触れさせていただきました。

最後に、幾つか要望を述べさせていただきたいと思っております。

耐震化工事では、本庁東庁舎を除き、一通りめどが立ちました。私は、地区集会所の耐震化促進のために助成を引き上げることを提起いたしました。当局から、「検討する」旨の回答がありましたが、前向きな検討を期待しております。

2010 年、あるいは 2024 年を目指して、多賀城の魅力をどう高めていくのか、近年、本議会で極めて活発に議論が展開されるようになりました。大変喜ばしいことと考えております。

私どもとしましては、平成 20 年度中に玉川岩切線が開通することから、駐車場、管理棟の整備を進め、できるだけ早い時期に政庁から東北本線までの南北大路を復元する努力を求めたいと思っております。

企業誘致についてもさまざま議論が展開をされました。市長は、多賀城の農地を全部工業団地にするようなことまで言ったりしておりますけれども、それは慎重な対応を求めたいと思っております。

まず、現局面では、確かに宮城への企業進出が相次いでおりますが、今から準備をして、数年後も今日の状況が続いている保障は何もありません。むしろ状況は一変していると思われるべきではないでしょうか。

昨年、アメリカで、サブプライムローンの破綻と景気の後退が、だれの目にも明らかになってまいりました。それに伴い、トヨタ等では、車両生産計画の下方修正をしております。それに加え、9 月 15 日には、アメリカ証券 4 位、そして 1850 年創業の老舗であるリーマン・ブラザーズが、アメリカ史上最大の 60 兆円を超える負債を抱え、倒産いたしました。

同様に経営危機に陥っておりました米証券 3 位のメリルリンチは、米銀行 2 位のバンク・オブ・アメリカに吸収合併されることになり、米保険最大手のアメリカン・インターナショナルグループは、16 日、米連邦準備制度理事会から 9 兆円の融資を受けることになり、事実上、政府の管理下での再建を目指すことになりました。

今後どういう展開となるかははっきりとはしませんが、1929 年以後の事態ということを行う方もおりまして、世界に深刻な影響を及ぼすことは間違いありません。

こういうときに、勢いに任せて前に突き進むのは極めて危険と指摘せざるを得ません。

本市の農地が、農地のままであっても、本市にとってマイナスには決してなりません。食料の供給地域として、また、防災あるいは潤いの空間として、それ自体が貴重な存在でございます。農地の工業団地化は慎重な検討を求めるものであります。

社会教育施設のアウトソーシングにつきましても、さまざま話題になりました。平成 19 年度の予算委員会の際、私が指摘したのは、現在の行革論議はもっぱら本庁サイドで進められているけれども、社会教育施設のあり方については、教育委員会の所管であり、同委員会での議論が本筋だということでございます。

本庁サイドの議論は、どうしても経費の削減、職員の削減という側面からのアプローチになりがちであります。それに対し、私は社会教育というそもそも論に立っての検討を期待したわけであります。

しかし、決算質疑では、教育委員会サイドの議論も、そうした深さは残念ながら感じられませんでした。同委員会の真摯な検討を求めたいと思います。

以上、るる申し上げましたが、下水道事業特別会計決算には賛成し、他の会計決算には反対を表明し、日本共産党市議団を代表しての討論とさせていただきます。

○議長（阿部五一）

次に、本案 2 件に対する賛成討論の発言を許します。12 番中村善吉議員。

○12 番（中村善吉議員）

ただいま、決算特別委員長から御報告のありました議案第 55 号 平成 19 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算並びに議案第 56 号 平成 19 年度多賀城水道事業会計決算につきまして、平成 19 年度の事業展開を検証し、また評価しながら、多賀城自民クラブを代表して賛成の討論をいたします。

地方財政は恒常的に厳しく、自主財源の確保が厳しい中、多くの手法を積極的に導入し、行政改革を推進し、地震対策、地域福祉、少子高齢化対策、加えて中心市街地活性化等を軸に、市民との協働を図り、一定の成果を出しながら、市政経営全般に御努力されていることは大いに評価するところであります。

さて、平成 19 年度決算の状況であります。普通会計決算では、歳入で対前年度比 0.1% 減の 176 億 9,551 万 9,000 円、歳出では、対前年度比 0.8% 減の 174 億 3,597 万 3,000 円となっております。

このような中、平成 18 年度の実質単年度収支では 6,848 万 8,000 円の赤字でありましたが、平成 19 年度では 1 億 5,966 万 7,000 円の黒字化が図られ、財政収支の健全化に向けた諸般の取り組みの成果があらわれているものと理解しております。

それでは、平成 19 年度決算に係る主な項目につきまして、歳入から確認いたしますと、まず、自主財源において、手数料、繰入金、諸収入、財産収入等で減額となりましたが、自主財源収入の 84% を占める市税では、総額 80 億 8,606 万 2,000 円と、昨年度に比べて 6 億 2,950 万円、8.4% の増となりました。

収入未済、不納欠損額等に懸念材料はあるものの、職員による収納率向上に向けた取り組みにより、宮城県内における徴収率では、現年課税分並びに滞納繰越分の合計で、13 市中

1位、また、滞納繰越分においても36市町村中1位ということは、大いに評価するものであり、今後ともさらなる徴収率向上を期待するものであります。

次に、繰入金であります。多賀城小学校の本体工事がほぼ完了したこともあり、対前年度比5,491万7,000円、15.2%の減となっております。中でも財政調整基金については、前年度に引き続き5年連続で繰り入れを行わなかったことは、堅実な行財政運営に努めたものと評価しますとともに、今後とも健全財政運営を願うものであります。

次に、依存財源であります。その主たる増減の要因には、三位一体の改革の影響によるところが大きく、地方譲与税において、所得税の税源移譲により、大幅に減額となったほか、地方交付税におきましても、前年度に比べて1億3,444万5,000円、4.5%の減額となったものであります。

国庫支出金では、学校改築事業や普通建築事業が大幅に減少したものの、児童手当の拡充や障害者自立支援制度の施行による支援給付費が増となり、対前年度比6,333万4,000円、3.5%の増となりました。

市債については、臨時財政対策債や減税補てん債が大幅に減少したものの、都市計画債やまちづくり交付金事業債の増額で、市債全体では15億8,080万円となり、対前年度比1億3,030万円、9.0%の増となりました。

その結果、決算額における構成比を見ますと、依存財源比率が全体の45.7%であったのに対し、自主財源比率は54.3%で、前年度52.3%に比べ2.0ポイント増大し、この増大傾向は2年続いているものであります。

このことは、財政運営の健全化を図る上からも評価するとともに、さらなる自主財源比率の上昇を希望するものであります。

次に、歳出であります。初めに、目的別内訳を見ますと、決算額全体の26.8%を占める民生費では、生活保護費や児童手当の拡充、また、障害者自立支援制度の本格施行に伴う支援給付費が増となり、前年度比5.2%の増額となりました。

続いて、土木費では、県事業JR仙石線連続立体交差事業負担金で増加となりましたが、下水道事業特別会計繰出金の減額などで、1.6%の減となりました。

教育費では、多賀城小学校校舎改築本体工事がほぼ完了したことや、埋蔵文化財調査センター体験館「史遊館」整備事業の終了で、8.9%減となりました。

次に、性質別内訳を見ますと、人件費では、職員の定数削減や業務アウトソーシングの推進等により、2.4%の減となっているほか、扶助費では障害者自立支援制度の本格施行による支援給付費の増と児童手当の制度拡充により、8.6%の増となりました。

また、公債費では、臨時財政対策債や地域再生事業債の元金償還が開始され、0.2%の伸びとなり、その結果、義務的経費全体として対前年度比1億925万1,000円、1.3%の増額となっております。

一方、投資的経費においては、多賀城小学校校舎改築事業や「史遊館」整備事業の終了に伴い、補助事業費では前年度比21.2%の減となったものの、単独事業費では、多賀城小学校校舎改築事業の単独分等により、24.6%の増となり、投資的経費全体では、対前年度比1,685万3,000円、0.7%の減となりました。

また、その他の一般行政費では、前年度に比べて2億3,175万9,000円、3.3%の減となったものであります。これは物件費において、後期高齢者医療保険制度の施行に伴う

関連経費や、平成 19 年 11 月 1 日に開館した「史遊館」の管理運営費等で 9,694 万 9,000 円の増となったものの、下水道事業特別会計繰出金で 3 億 3,389 万円の減となったことによるものであります。

以上、平成 19 年度の決算状況のあらましについて申し述べてまいりました。

本市の財政を取り巻く環境は依然として厳しい中で、財源確保への積極的努力や経常経費の節減努力を推進し、収支不足の圧縮に努めてきたこと、さらに、地方債の発行を抑制し、プライマリーバランスを保持し、健全な財政運営を念頭に置いて予算執行に努めてきたことは、大いに評価すべきところであり、その結果、平成 19 年度の決算として、経常収支比率では 0.5%、実質公債費比率では 5.9%を初め、他の指数においても改善を得たことに対して、当局の御努力に敬意を表するものであります。今後とも、財政の健全性の確保をお願いするものであります

一方、平成 19 年度施政方針の達成面から見ますと、第四次多賀城市総合計画に基づく「活力とふれあいのあるまち 史都 多賀城」の実現に向け、時代のニーズを先取り、菊地カラーを掲げた「豊かで元気な多賀城まちづくり」の基本方針、市民参加のまちづくりと、その対の行政改革、それにその具体的な行動計画である「安全・安心、元気、そして快適、感動」は、着実に実行され、確実にその成果を上げているのであります。

その 1 具体例であります。市民参加のまちづくりには、東北学院大学との包括協定や地域経営アドバイザーの設置、行政改革では行財政経営アドバイザーの設置など、枚挙にいとまがありません。

数値管理による行政評価制度など、多くの新制度を積極的に導入し、行政サービス、住民福祉の維持・向上を図り、「新しい史都 そして詩都」ポエム・シティのまちづくりに取り組んでこられたことは、高く評価するものであり、感謝するものであります。

次に、特別会計に移ります。

まず、国民健康保険特別会計で、歳入決算で 53 億 8,325 万 4,000 円、歳出決算額 53 億 7,249 万 8,000 円で、実質収支は 1,076 万円の黒字であります。

ただし、単年度収支及び実質単年度収支とも赤字となっていることを考慮すると、前年度までの剰余金に依存した財政運営となっていることが懸念されることから、昨今の医療費の増大傾向を考慮しますと、医療費の抑制を図るための、医療費の適正化対策の推進、さらに、国民健康保険事業の財源の主体であります保険税の徴収において、徴収率向上のため、市税と一体となった収納活動を展開し、税負担の公平性の観点から、収入未済額の解消にもなお一層の御努力を希望するものであります。

下水道事業特別会計では、単年度収支及び実質単年度収支とも黒字であります。多額の収入未済額が発生しているものであります。

下水道事業の普及率は東北一を誇れるものであります。分担金、使用料及び手数料については、受益者負担の公平性の観点から、今後とも収入率の向上に努められるよう望むものであります。

また、昨今は、地球温暖化によると思われる異常気象による大風水害、高い確率で予想されている大地震災害も予断を許さない状態にあります。公共下水道の維持管理及び公共下水道建築等には万全を期し、健全なライフラインの確保を望むものであります。

次に、老人保健特別会計であります。老人保健事業の状況では、受給者数及び受給件数は前年度とほぼ同数ですが、1人当たりの医療諸費は84万873円で、対前年度比6.31%の増となっており、年々増加している傾向にあります。

したがって、当事業の健全運営には、市民と行政が協働で市民みずから健康意識の高揚、健康保持、さらに医療費負担の公平性とその軽減化や、適正な受診体制の確立が大切であると考えられます。

次に、介護保険特別会計であります。保険事業勘定では、実質収支は黒字となっておりますが、単年度収支及び実質単年度収支とも赤字となっていることを踏まえると、今後、介護認定者の増加に伴って、介護給付費も増加することを考慮した場合、介護保険料の収入未済額の解消はもとより、市民と行政とが協働で健康づくりや介護予防の充実を図られるよう、なお一層の御努力を願うものであります。

介護サービス事業勘定においては、実質収支を初め単年度収支及び実質単年度収支とも黒字となっており、収支バランスはよいものであると考えます。

最後に、水道事業会計であります。まず、平成19年度の年間総配水量及び年間総有収水量を見ますと、前年度とほぼ同量となっております。

また、平成19年度の経営収支においては、総収益で19億6,994万円、総費用で18億7,009万8,000円となっており、9,984万1,000円の純利益となっております。

なお、総収益においては、対前年度比2,290万1,000円、1.15%の減額となった一方で、総費用においては、対前年度比1億6,777万5,000円、9.8%の増となっておりますが、営業外費用において、企業債利息の減額を図ったことなどにより、1,027万9,000円の減額となったことは評価するものであります。

景気低迷感の強い経済情勢により、水需要が厳しい状況の中で、事業の見直しや企業債の借り換えを行うなど、積極的な経費削減、さらには水道料の納入にコンビニエンスストアの利用など、利用者へのサービス向上に対する取り組みを推進したことは、評価するものであります。

今後においても、経営環境は依然として厳しいものと予想されますので、経営の合理化はもちろんのこと、特に施設の老朽化への対応や、今後予想される災害時の飲み水や生活用水などを、迅速かつ的確に供給可能な応急給水体制の整備や、応急復旧計画に対する危機管理体制の確立を図りながら、水の安定供給に御努力されるようお願いするものであります。

以上、申し述べたとおり、平成19年度の決算は全般的に評価できるものであり、委員長報告に対して、私の賛成の討論とさせていただきます。

○議長（阿部五一）

ほかに討論ありますか。14番相澤耀司議員。

○14番（相澤耀司議員）

先ほど決算特別委員長から御報告がありました。議案第55号 平成19年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計並びに議案第56号 平成19年度多賀城市水道事業会計決算の認定について、一括して賛成の討論をさせていただきます。

さて、一般会計の決算収支を見ますと、歳入決算額 176 億 9,551 万円、歳出決算額 174 億 3,597 万円で、差引額は 2 億 5,954 万円となり、繰越明許額を差し引いた実質収支は 1 億 7,712 万円の黒字であり、財政調整基金への積立金 325 万円が積み立てられました。また、実質単年度収支も 1 億 5,966 万円の黒字となりました。

初めに、歳入では、市税が 6 億 2,050 万円の増額となり、前年度比 8.4%の増額となりました。さらに分担金及び負担金は 8,231 万円で、前年度比 3.1%の増となりました。

自主財源総額は 96 億 2,318 万円で、前年度比 0.9%の増となりました。

その結果、前年度に引き続き、5 年連続で財政調整基金からの繰り入れがありませんでした。本来取り崩すのではないかと思われました財政調整基金も、使わずに済み、このように厳しい財政状況の中で、着実に行政運営を進めている点は大いに評価されるものであります。

一方、依存財源総額では 80 億 7,233 万円となり、前年度比 4.5%の減となりました。

次に、歳出額は、民生費の 46 億 6,568 万円が最も大きく、土木費 29 億 1,303 万円、教育費 29 億 1,303 万円となっております。

財政の弾力性を判断する経常収支比率は 99.5%で、昨年よりは 0.5 ポイントの減少にはなりましたが、目安とする 80%を大きく超えております現状をかんがみ、特段の配慮をお願いいたします。

このような厳しい財政状況の中でも、仙石線高架事業も順調に進んでおります。個別事業の中でも、私が特に評価したい事業は、多賀城市地域職業相談室運営事業で、その実績は、就職目標 360 人に対し 682 人の実績を大いに評価したいと思います。

また、時代の変化におくれず、道路情報をデジタルデータに変換する事業を実施するなど、その対応は大いに評価されます。

さらに、高齢化時代に対応し、健康教育事業に前向きに取り組み、大きな実績を上げております。

次に、国民健康保険特別会計ですが、歳入総額 53 億 8,325 万円で、歳出総額 53 億 7,249 万円であり、高齢化に伴う医療費の増加等の問題を持っております。

次に、老人保健特別会計については、歳入決算額 39 億 2,821 万円で、歳出総額 39 億 2,241 万円となり、1 人当たりの医療費がふえ続け、さらなる生きがい指導をよろしくお願い申し上げます。

次に、介護保険事業特別会計ですが、保険事業勘定は歳入総額 23 億 4,680 万円で、歳出総額 23 億 4,341 万円となりました。地域支援事業の大切さがいよいよ期待される時代となってまいりました。

次に、下水道事業特別会計ですが、歳入総額 44 億 9,433 万円で、歳出総額 44 億 9,421 万円となりました。引き続き財政支出の削減に努めていただきたいと思います。

最後に、水道事業会計につきましては、給水収益が減少しておりますが、水道事業収益が 20 億 6,411 万円で、支出 19 億 5,235 万円となりました。その努力によりまして、自己資本比率が 49.8%と 50%を目前にするなど、努力の成果が着実に見えております。

以上の結果から、各議案の決算に対する賛成の討論といたします。

○議長（阿部五一）

これをもって討論を終結いたします。

これより各議案ごとに採決いたします。

議案第 55 号 平成 19 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する決算特別委員長の報告は認定であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（阿部五一）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、議案第 56 号 平成 19 年度多賀城市水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する決算特別委員長の報告は認定であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（阿部五一）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

以上、2 議案はいずれも原案のとおり認定されました。

---

日程第 4 議案第 57 号 平成 20 年度多賀城市一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 5 議案第 58 号 平成 20 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 6 議案第 59 号 平成 20 年度多賀城市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 7 議案第 60 号 平成 20 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 議案第 61 号 平成 20 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 9 議案第 62 号 平成 20 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（阿部五一）

この際、日程第 4、議案第 57 号 平成 20 年度多賀城市一般会計補正予算（第 3 号）から、日程第 9、議案第 62 号

平成 20 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 1 号）までを一括議題といたします。

この際、議案朗読を省略し、直ちに市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 57 号 平成 20 年度多賀城市一般会計補正予算（第 3 号）は、歳入歳出にそれぞれ 2 億 1,975 万 7,000 円を追加し、総額 175 億 8,503 万 3,000 円とするものであります。

歳出については、妊婦及び乳児健康診査の拡充、特殊地下壕埋め戻し工事、シルバーワークプラザ設計業務及び水道企業会計への水道高料金対策補助金の追加補正並びに下水道繰出金に係る減額補正が主なものであります。

一方、歳入については、普通交付税の額の確定に伴う追加補正、平成 19 年度決算額確定に伴う繰越金の追加補正、財政調整基金繰入金に係る減額補正、水道高料金対策補助金に対する宮城県からの貸付金の追加補正並びに地方債の変更を行うのが主なものであります。

また、燃料高騰による中小企業等への貸付利子一部補給及び生活保護システムの更新に伴う債務負担行為の追加を行うものであります。

議案第 58 号 平成 20 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、歳入歳出にそれぞれ 4,484 万 8,000 円を追加し、総額 53 億 84 万 8,000 円とするものであります。

歳出については、後期高齢者支援金の概算額確定に伴う追加補正、老人保健医療費拠出金及び介護納付金の概算額確定に伴う減額補正並びに平成 19 年度精算による療養給付費等交付金の返還に伴う追加補正を行うのが主なものであります。

一方、歳入については、国民健康保険税の後期高齢者支援分の創設による追加補正、同税の医療給付費分の課税割合変更に伴う減額補正及び老人保健拠出金負担金の追加補正、並びに前年度決算により生じた繰越金の追加補正を行うのが主なものであります。

議案第 59 号 平成 20 年度多賀城市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）は、歳入歳出にそれぞれ 580 万 1,000 円を追加し、総額 8 億 8,880 万 1,000 円とするものであります。

歳出については、平成 19 年度老人保健医療費交付金及び老人医療給付費県負担金の返還に伴う償還金の追加補正を行うものであります。

一方、歳入については、前年度繰越金による追加補正を行うものであります。

議案第 60 号 平成 20 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、保険事業勘定において、歳入歳出にそれぞれ 1,084 万 4,000 円を追加し、総額 23 億 9,984 万 4,000 円とするものであります。

歳出につきましては、平成 19 年度実績に基づく介護給付費負担金の返還に伴う償還金の追加補正を行うのが主なものであります。

一方、歳入につきましては、介護保険事業財政調整基金繰入金の追加補正を行うのが主なものであります。

介護サービス事業勘定においては、歳入歳出にそれぞれ 96 万 4,000 円を追加し、総額 117 万 2,000 円とするものであります。

歳出については、保険事業勘定繰出金の追加補正を行うものであります。

一方、歳入については、前年度繰越金の追加補正を行うものであります。

議案第 61 号 平成 20 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、歳入歳出にそれぞれ 2,256 万 3,000 円を追加し、総額 31 億 3,556 万 3,000 円とするものであります。

歳出については、公共下水道建設事業に係る追加補正を行うのが主なものであります。

一方、歳入については、汚水施設移転等補償金の追加補正を行うのが主なものであります。

また、資本費平準化債及び下水道事業債特別措置分に係る地方債の変更を行うものであります。

最後に、議案第 62 号 平成 20 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、収入について、下水道会計負担金、上水道高料金対策に係る一般会計補助金及び工事負担金の追加補正を行うものであります。

一方、支出については、消費税及び地方消費税の減額補正並びに車両購入費の追加補正を行うものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。本案 6 件については、委員会条例第 6 条の規定により、21 人の委員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案 6 件については、21 人の委員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました補正予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、全議員 21 人を指名いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前 10 時 55 分 休憩

---

午後 4 時 44 分 開議

○議長（阿部五一）

再開いたします。

ここで補正予算特別委員長の報告を求めます。14 番相澤耀司議員。

（補正予算特別委員長 相澤耀司議員登壇）

○補正予算特別委員長（相澤耀司）

委員会審査報告をいたします。

議案第 57 号 平成 20 年度多賀城市一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 58 号 平成 20 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 59 号 平成 20 年度多賀城市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 60 号 平成 20 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 61 号 平成 20 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 62 号 平成 20 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 1 号）

本委員会に付託されました上記議案は、本日 9 月 19 日に委員会を開き、各議案ごとに審査した結果、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、多賀城市議会会議規則第 65 条の規定により報告いたします。

○議長（阿部五一）

以上で委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 57 号から議案第 62 号までを一括採決いたします。

本案 6 件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案 6 件は原案のとおり可決されました。

---

○議長（阿部五一）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明 9 月 20 日から 23 日までは休会いたします。

来る 9 月 24 日は午前 10 時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後 4 時 47 分 散会

---

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 20 年 9 月 19 日

議長 阿部 五一

署名議員 雨森 修一

同 板橋 恵一